

平成29年度 京都府入札制度等検討委員会（第2回） 議事概要

開催日時及び場所	平成30年3月27日（火） 午後3時00分～4時20分 御所西 京都平安ホテル	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>くすのき しげき</small> 楠 茂樹（上智大学法科大学院教授） 委員 <small>せきね えいじ</small> 関根 英爾（ジャーナリスト(元京都新聞論説委員)） 委員 <small>つねみね かずこ</small> 常峰 和子（公認会計士） 委員 <small>やました のぶこ</small> 山下 信子（弁護士）	
議 事 概 要	1 開会 [あいさつ（前田総務部副部長）] 2 議事 （1）平成29年度入札実施状況等について （2）平成30年度入札契約制度等の改善に向けた取り組みについて （3）その他 ◇平成29年度入札実施状況等や平成30年度入札契約制度等の改善に向けた取り組みについて報告し、委員から意見を聴取した。 ◇京都府における事後公表拡大の試行状況についてや総合評価のダンピング対策等について報告し、委員から意見を聴取した。 ◇各委員から出された意見を踏まえ、入札制度の情報収集や的確な運用に努めるとともに、今後とも継続して、入札制度の運用状況等について検証を行うこととした。	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙

2 議事

(1) 平成29年度入札実施状況等について

意見・質問	回 答 等
◇法面処理工事の件数が過年度より少ないのは特に理由はあるのか。	◇当該件数については、詳しく検証はしていませんが、平成29年11月末までの件数であるためと思われます。法面処理工事については、特に発注方法を変更していません。
◇くじ発生率が大幅に上昇しており、その中で最低制限価格が引き上げられ、最低制限価格にはりつく傾向がより一層顕著になっているが、京都府として何か対策は考えているのか。	◇くじ発生率の上昇については、積算基準や単価等を公表していることや、積算システムが普及したことで、正確に積算できるようになったためと考えています。また、くじ発生率は、事前公表案件の方が事後公表案件よりも高いという結果が出ています。対策としては、コンプライアンス対策に留意しながら、今年度から事後公表の対象案件の更なる拡大を試行しています。
◇建設工事の発注金額幅はどのくらいか。	◇工事の発注金額については、千差万別であり、100万円程度の小さい工事から100億円を超える金額の工事まであります。
◇小さい金額の工事と大きな金額の工事をひとまとめにして、入札結果を分析してしまうと、くじ発生理由等の検証がしっかりできないのではないか。今後は金額別に分析してはどうか。	◇工事の7～8割を占める土木工事は、工事金額により発注対象業者のランクを設定しているため、ランク別に入札結果等について検証しています。今後、委員会での資料の提示方法について工夫します。
◇建設業者数と入札参加業者数等の近年の動向はどうか。	◇京都府の建設業許可業者数は約1万社であり、全国で10番前後となります。京都府の指名競争参加資格者数は約2,000社、その内土木工事は約1,000社となっています。京都府の土木工事の発注は年間約800件と、1社につき工事が1件もあたらない状況であり、発注量に対して業者数がやや多い状況です。また、工事の発注量や業者数は地域ごとに偏在があり、この偏在をどのように解消し、地域間のバランスをとっていくかは課題の一つである

<p>◇登録業者数が多いとのことだが、優良業者が増えているのか、また不良業者は減少しているのか。</p> <p>◇地域ごとに入札状況は全く違い、東京では落札率が94%超であり、不調も続発しており、入札制度改革は全国一律という訳にもいかないため、悩ましい所はある。</p>	<p>と考えています。</p> <p>◇業者数はここ数年は減少していません。これまで営業実態のない業者など、いわゆる不良、不適格業者については、立入検査により排除してきたところです。今後の業者育成については、安定的・継続的に発注量を確保していくことが、業者が中長期的な見通しをもって、人材育成や機械保有に取り組めることにつながると考えています。また、若手の育成についても、業界と意見交換しながら実施方法を考えていきます。</p>
---	--

(2) 平成30年度入札契約制度等の改善に向けた取り組みについて

意見・質問	回答等
<p>◇京都府の労務単価の平均上昇率は、なぜ全国平均より低いのか。</p> <p>◇予定価格の事後公表拡大の中間報告において、反対意見として「積算体制が整わないため」とあるのは、業者に積算能力がないということか。</p> <p>◇事後公表を基本とすることが望ましいと考えている。業者の実態に合わすのではなく、事後公表を前提として、業者が対応できる方法をどのようにするかを京都</p>	<p>◇九州地方において、震災に伴い労務単価が上昇したこと等により、全国平均が上昇したものです。近畿府県は京都府とほぼ同じ水準です。</p> <p>◇業者の積算能力については、事後公表の拡大にあたって注視しています。今回、対象金額を2,500万円以上に拡大するとⅡ等級の業者が対象となりますが、Ⅰ等級の業者に比べて技術者数が半数以下の業者も多く、積算能力というよりも人員が足りず体制が整わないとの意見もありました。また、参加しなかった業者へもアンケートを実施することとしており、その結果も踏まえ今後の取組について検討していきます。</p> <p>◇事後公表が望ましいと思いますが、これまでの経過も踏まえて、コンプライアンス対策や業者育成等も含め検討していきたいと考えております。</p>

<p>府が考えていくべきだと思う。</p> <p>◇入札制度は、入札の透明性を高め、税金の効率的な活用のために検討していくべきものであり、業者の育成とは別の観点で検討すべきではないか。</p> <p>◇京都府としては、総務省の通知文の措置事例のうち、「価格による失格基準の導入」は採用しないということか。</p> <p>◇低入札価格調査制度のあり方としては、オーソドックスな対応であると思う。今後じっくり調査しながら、新たな基準が機能しているか等検証していくことが重要になると考える。</p> <p>◇総合評価競争入札制度が変更になることは、業者にはわかるのか。</p> <p>◇設計労務単価の改定において、賞与等がない一人親方や非正規雇用の労働者はどのように反映されているのか。</p> <p>◇事後公表や労務単価、社会保険への対応等については、京都市と同じ対応になるのか。</p>	<p>◇税金の観点から見ると、入札金額が最低制限価格付近に集中しており、高止まりしている状況にはないことから、大きな問題は生じていないと思います。小規模な業者しかいない地域もあり、緊急時の対応など将来が不安なところもあり、地域バランス等に配慮しながらどのような入札制度とすべきか、今後検討したいと考えています。</p> <p>◇失格基準については、国で定められたものではなく、自治体で決める必要がありますが、京都府としては合理的な価格を失格基準として定めることは難しく、低入札価格調査制度における算定式の工夫と技術評価点の引き下げにより対応することとしています。</p> <p>◇本年4月20日に開催予定の総合評価競争入札委員会で具体的な落札者決定基準について意見をいただいた後、業者等への周知期間を確保した上で、制度改正を実施していくこととしています。</p> <p>◇設計労務単価は、公共工事労務費調査として、毎年10月に京都府、京都市、国等が発注している工事に対し、職種ごとに賃金調査を実施した上で、賞与や現物支給を含めて8時間労働に換算した上で平均値を算出し設定しています。</p> <p>◇京都市においては、事前公表が多いと聞いています。社会保険未加入対策については、5千万円以上の工事に限定して法令遵守に関する資料提出等を求められています。また、設計労務単価について</p>
--	---

<p>◇制度の改正等にあたっては、京都市と調整等を実施するのか。</p>	<p>は、発注機関にかかわらず京都府内の工事であれば同じ単価を用いています。</p> <p>◇個別具体的に調整はしていませんが、定期的に意見交換や情報交換は行っています。</p> <p>京都市内においては、民間工事が多く、公共工事が多い京都府下の工事の発注状況と違う部分もあり、全ての制度で歩調を合わせる必要はないと考えています。</p>
--------------------------------------	---